

第三者評価結果

事業所名：あおぞら谷津保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画には、保育理念、保育方針、保育目標、保育の基本姿勢が明記されており、それに基づいて計画が立案されています。全体的な計画には子どもの発達過程を踏まえた計画が、養護・教育・食育にわたり詳しく立案されています。また、健康支援・環境衛生管理・安全対策事故防止・研修計画・小学校との連携・新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい保育の取り組みの推進・自己評価について綿密な計画が立案されています。特に保育理念・保育方針・保育目標・基本姿勢には創立当時の思いが込められており、保育園を取り巻く環境や地域とのつながりを大切にしていること、地域子育て支援センター「あおぞら」としての役割に力を入れていることが記載されています。園では正規職員、パート職員を含めクラス検討会議が多く持たれており、その会議の中で出された意見を基に、全体的な計画の見直しを実施しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園の室内外は衛生的で、子どもが生活・遊びを楽しめるように整備されています。外の遊具置き場は子どもたちが取り出しやすく、また保育士が整理しやすいように配置されています。保育室の棚やテーブル椅子などは「道志村の杉」を使った横浜材で作られており、背もたれのない椅子は座ることで体幹が鍛えられ、様々な使い方が出来るように工夫されています。全体的な色合いは落ち着いたトーンに揃えられており、室内とウッドデッキとのつながりがスムーズで、子どもたちがゆったりと過ごせる場所になっています。寝具は毎週土曜日に職員により天日干しされ、清潔に保たれています。乳児クラスでは保育室中央にロールカーテンを設置して生活、遊び、睡眠の場面で区切れるようにしてあり、幼児クラスの仕切りはパーテーションになっていて、開くと広い空間を作ることでも様々な保育が展開されています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>職員は子どもに対して穏やかな言葉掛けをしていて、子ども一人ひとりの思いを受け止め人権に配慮した保育が実践されています。特に力を入れているのは「乳幼児の性と性教育」で、職員は子どもの身体に触ったり、抱き上げたりする時には必ず言葉掛けをしてから行うなどが、日々の保育の中で実践されています。子どもへの関わりに対して、職員間や保護者、地域住民から出された意見については、速やかに話し合いをもち改善・見直しを行って、職員間で共有して保育につなげています。「乳幼児の性と性教育」については保護者や地域住民と共に学び合う機会が設けられています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>室内では裸足で過ごし、足裏から刺激を受けることで子どもたちの健全な発達を促しています。職員は子どもに危険がないように柔らかい室内履きを使用しています。トイレの扉にはノックマークが貼られており、保育士からもノックをするように促しがあります。保育中のさりげない言葉掛けにより、生活面でのマナーが子どもたちに浸透していることがうかがえました。幼児クラスでは着替えの時に仕切りを使って、人権に配慮された保育が実践されています。また歯磨きは衛生面、安全面に配慮しながら座って出来るように環境設定が行われています。朝の会では子どもたちに一日の流れや見通し分かるように伝えたり、5歳児クラスではカレンダーを使って長いスパンの予定を示し、子どもたちが自ら確認出来るようにしていました。椅子やテーブルに個人マークを貼り、乳児クラスの子どもたちにも自分の椅子やテーブルがすぐ分かるように配慮されています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

戸外遊びを多く取り入れ、特に散歩に行く機会が多く自然の中での遊びを楽しんでいます。散歩で歩いているときに近隣住民とすれ違う度に職員が穏やかに挨拶をし、子どもたちがその声を聞くことで人とのコミュニケーションの大切さを知ることができています。園の周辺は自然が豊かで公園も沢山あり、多様な散歩コースがあります。歩くことの気持ちよさや、公園で木登りをするスリル感など様々な感性が磨かれ、訪問当日は5歳児が園から少し離れた海の公園まで出かけて行き、帰園した子どもたちからは、体を動かした心地よさや、松ぼっくりを沢山拾った満足感が豊かな表情が見られました。こうした日々の積み重ねが子どもたちの成長を促しています。地域住民との関わりが多く「あおぞらふれあいまつりin谷津」「盆おどり大会」などの行事や、日々の保育の中で老人会染井クラブや消防団との交流があり、地域と密着して共に子育てが行なわれています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児の保育は子どもの24時間を見通したものとなっており、保護者とは登園時に連絡ノートを基に時系列に沿って、一日の家庭での様子を聞き取りながら健康観察をしています。降園時も保育園での様子を丁寧に伝え、帰宅後の家庭での生活に結びつくようにしています。保育中は緩やかな担当制を取り、応答性がある関わりを通して、子どもが安心して過ごせるようにしています。午睡時は5分おきにプレスチェックを行っています。子どもの発達過程、興味関心に応じて水や自然物に触れたり、砂場やどろんこ遊びなどを取り入れた遊びを展開しています。また散歩に行く機会を持ち、近隣の自然に触れて季節の移り変わりを感じたり、室内では高低差のある巧技台を用いたり、戸外では坂を上ったり下りたりする遊びも取り入れています。家庭訪問をすることで家庭環境を知り保護者と綿密な情報交換を行っています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

子ども一人ひとりが全身を使った遊びが出来るように、砂や水、泥に触れたり散歩先で自然物に触れながら、広場を走ったり傾斜地を上り下りするなど計画的に保育を展開しています。室内では鉄棒・マット・巧技台を使用し、体を動かして遊び込む体験をしています。子どもたちの「じぶんでやってみよう」という思いに寄り添いながら保育を行っています。保育現場での疑問点については、テーマ別研修を通して事例を出し合いながら職員間で確認して共有しています。広いウッドデッキには自然に異年齢の子どもたちが集まり、保育士は子どもの思いを代弁しながら上手に異年齢の関わりを持つことができるようにしています。食事の時は栄養士が喫食状況を把握するためにクラスを回りますが、同時に子どもたちとの関わりを持つ機会となっています。新年度を迎えるにあたっては、基本的に担任が一人は持ち上がり、子ども保護者共に安心出来るようにしています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

保育の中で思い切り体を動かして遊べる環境を整えています。夏は屋上でプール遊びが出来るようになっており、朝夕は広い園庭で走り回って遊び、日中は散歩に出かけ、年齢によって海の公園・六国峠・称名寺などに出かけ、歩くことや自然の中で活動できるよう保育内容が考えられています。異年齢活動として週1回「リズム」を行い、ピアノの音を聞いてリズムカルに動くことを楽しんでいます。5歳児がリレーで走っているのを4歳児は憧れをもって見つめ、自分たちもやってみようという意欲が育ち、「リズム」と共に異年齢での活動は子どもたちのやる気に繋がっています。様々な活動の中で子ども同士の話合いが行われています。その積み重ねを経験する中で友だちを思いやる気持ちが培われています。コロナ禍の制限のある中で行われたお泊まり保育では、「恒例になっている流しそうめんをどのようにしたら出来るか」子どもたちが考えて、そうめんの代わりに毛糸や洗濯ばさみなどを流すことで実現させる事ができました。いろいろな場面で子ども一人ひとりの意見を大切にされた保育が展開されています。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

全体的な計画には「障害」という言葉はなく、「統合保育」の位置付けをして、「誰もがクラスの一員であり一緒に生活、遊びを楽しみ過ごすことである」として、個別指導計画を立案し保育が実践されています。該当児には保育士がしっかりと寄り添い、個々の思いを大切にしながらクラス活動を行っています。感情の起伏を感じた時には、ウッドデッキや地域子育て支援室を使用することができ、クールダウンしてほっと出来るように環境整備されています。毎日個別保育日誌を記載し、記録に基づいて話合い職員で共有しています。保護者とは連絡帳と口頭で子どもの様子を伝え合っています。配慮を要する子どもを多数受け入れ、横浜市南部地域療育センターの巡回訪問の際には相談や助言を受けています。また横浜市南部地域療育センターで行われる研修に参加し、職員のスキルアップを図っています。民間の療育機関の訪問を受け入れています。

【A10】 A-1-(2)-⑨
それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

園は長時間にわたる保育になる子どもを受け入れ、子どもの様子を踏まえて朝夕は合同保育をしています。保護者とは個人面談や家庭訪問を通して、子どもの日頃の様子や健康面など共通理解を図っています。子ども一人ひとりがゆったりと過ごせるように温かい雰囲気作りを心がけ、各年齢の生活リズムに配慮して時間で食事を提供しています。保護者への引き継ぎは丁寧に行い、職員は「引き継ぎノート」に必要事項を記載し、交代する職員に確実に引き継がれるようにしています。全園児に連絡帳があり、保護者が自由に家庭での様子や思いを記載できるようになっています。クラス通信は随時発行しており、クラス全体の様子と共に保護者からのコメントを載せて、一人ひとりの成長を確認し喜び合える関係作りを構築しています。

【A11】 A-1-(2)-⑩
小学校との連携、就学を見通した計画に基づき、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

<コメント>

全体的な計画の中に「小学校との連携」欄があり、5歳児クラス年間指導計画には就学へ向けてのねらいが立案されています。5歳児クラスは近隣の小学校へ行く機会があり、交流が行われています。また近隣の5歳児が集う金沢区主催の「キラキラフェスティバル」が行われ、就学前に集まって子ども同士が顔見知りになることで、就学時に安心出来るように配慮しています。保護者が就学についての悩みや疑問などを話し合えるように、懇談会が設けられています。園長と5歳児担任は幼保小の研修に参加して小学校との連携を図っています。小学校との引き継ぎは、小学校教員と5歳児担任が電話や口頭で丁寧に行っています。保育所児童保育要録は職員全体が参画し園長の責任の下作成されています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

【A12】 A-1-(3)-①
子どもの健康管理を適切に行っている。

a

<コメント>

子どもの健康管理マニュアルがあり、マニュアルに沿って確認しながら保育を進めています。保健計画は毎年計画され見直しされています。子どものケガや体調不良が起こった時には、すぐに保護者に連絡し健康管理連絡帳に経過を記載して、降園時に渡しています。園では災害報告書、事故・ヒヤリハット報告書に記載し検証を行っています。子ども一人ひとりの健康状態の情報は業務日誌や会議で職員に周知するようにしています。感染症や健康に関することは保育園向けアプリや掲示、ほけんだよりで保護者に伝えています。健康台帳には既往歴や予防接種の有無、アレルギー、熱性けいれんの情報を記録しています。特にアレルギーと熱性けいれんについては記録をファイルに保存し必要な時に職員が見られるようにしています。職員はSIDSについては新年度カリキュラム会議で必ず確認し、保護者には一斉メールやほけんだよりで伝えると共に懇談会で資料を配り確認しています。

【A13】 A-1-(3)-②
健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

<コメント>

健康台帳に健康診断記録と尿検査記録を記載し、歯科健診はファイルに記録し保管しています。毎年立案される保健計画は健診の結果を反映させています。園内研修で嘱託医を講師として招き、研修で得た知識や健診結果を反映した保育の実践に繋げています。嘱託医とは連携を密にとり、共に子どもの健康を支えています。健診の前に保護者から嘱託医への質問等を受け付け、職員が嘱託医に質問し、回答を保護者に返しています。一人ひとりの健診結果は個人封筒に入れて保護者に手渡ししています。

【A14】 A-1-(3)-③
アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

a

<コメント>

「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて作成された「法人あおぞらアレルギー対応マニュアル」に沿ってアレルギー対応を行っています。アレルギー除去が必要な子どもには、栄養士、部主任、クラス担任が保護者と面談し、経口負荷試験を行っている医療機関受診にして生活管理指導書の提出後に、園長会議でも検討してから実施しています。毎月献立表が配布される前に、保護者・栄養士・担任間で確認し食事の提供をしています。献立表の除去食をカラーペンでマークし確認しやすくしています。除去食の提供時は、専用トレイに専用食器・コップ・目印をつけた食具・個人名のプレートを使用し、お代わりは別食器にして誤食が無いよう配慮しています。アレルギー児が座る場所と担当職員を決め、細部に渡ってマニュアル化し対応しています。調理室からトレイの受け渡し時、クラスで提供する時は必ず声かけし、職員間で確認しています。保護者には入園・進級のしおりでアレルギー対応について説明し、子どもたちにも必要に応じてクラス内で説明しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>

各クラスの年間指導計画に食育の項目があり、ねらいと内容が一年を通して詳しく計画されています。また年間指導計画給食室では、栄養士と調理の視点に立った一年間の計画が立案され、保育士と栄養士が連携して食育計画が成り立っています。配膳は各クラス内で行い、自分が食べられる量を配膳してもらっていました。食べきれぬ量を知り、食べきった満足感を味わうことに繋がっています。また担任が子どもと一緒に食事をする中で、「おいしいね」と共感することが出来ています。子どもの発達に合わせて、食材に刻みを入れたり、スプーンですくいやすい食器の形状にするなど配慮しています。子どもたちは「まぜまぜクッキング」で栄養士の手伝いをしたり、5歳児はお米当番が朝、米とぎをしてクラス内で炊飯し、香りや炊ける音、過程を楽しむ取り組みをしています。栄養士は子どもたちの前で魚をさばき、魚の命に触れる体験を提供しています。また地域の農家と共にキャベツを栽培するなど様々な取り組みで、子どもたちの食への関心が深まっています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

栄養士は行事中に各クラスを回り、子どもたちの食べる様子を見て、献立を立てたり調理の工夫をしています。特に離乳食や慣し保育期間中は保護者の話を聞き取り、発達にそった食事の形状にするなど配慮しています。子どもたちが嘔むことが苦手だと感じたときは、「かみかみメニュー（煮干しなど）」を取り入れ、子どもが無理なく噛めるように献立を作成しました。季節感のある行事食や郷土料理、世界の料理、鍋料理など季節や地域の食文化を感じられるようにしたり、又5歳児のリクエストメニューを誕生会のおやつに取り入れるなど、子どもたちの意見を反映したメニューを考えるなど工夫しています。調理室と各クラスが連携し、近い関係性が育まれています。衛生管理のチェックは毎日マニュアルに基づいて行なわれています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a

<コメント>

全クラスで連絡帳を使用し保護者と毎日情報交換を行っています。連絡帳には保護者の悩みや質問、要望が書かれており、職員は丁寧に対応しています。各クラスでクラス通信を随時発行し、更に保育内容が保護者に伝わるようにしています。又保育の写真を掲示して送迎時に保護者が保育内容を理解できるようにしています。訪問調査時は遠足の時の写真や子どもたちが描いた絵が掲示され、子どもたちが遠足を楽しんだ様子が見られました。保護者と子どもの成長を共有する機会として、クラス懇談会は年5回、理事・園・父母の会・職員の組合との4者懇談は年1回、園・父母の会・職員の組合との3者懇談は年1回、その他個人面談、家庭訪問、保育参観が設定されています。保護者が参加しやすい時間帯の18時以降に設定するなど保護者の要望を受け入れています。個人面談や家庭訪問の記録、関係機関と連携のある子どもには個別にファイルを作り記録を保存しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

毎日保護者とは連絡帳を通してやりとりをしていますが、必要に応じて送迎時や電話で直接話をする機会を持っています。日々の積み重ねが保護者との信頼関係の構築に繋がっています。保護者から相談の要望があった場合はすぐに応じ、保護者の希望時間帯に面談を行うようにしています。保護者から相談を受けた職員は、職員間で共有し具体的なやりとりの再現を報告しながら共に検証・検討する体制が整っています。保護者面談はプライバシーが守られるようにロールカーテンを設置した部屋を使用しています。面談内容は記録してファイルに保存して継続的に記録が出来るようにしています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
---	---

<コメント>

登園時の健康観察では身体に傷がないか、子どもからの言葉の中に虐待等権利侵害に繋がるものはないかを早期に把握するようにしています。虐待等権利侵害に繋がるかと判断した職員はすぐに主任・部主任に報告相談する事になっています。保護者の様子や家庭環境の変化については業務日誌や職員会議等で共通理解をするようにしています。被虐待児対応で受け入れている保護者がいる場合は、リフレッシュ出来るように法人内のサークル活動に誘うなどの交流を図っています。そのような場を提供することで予防的に保護者の精神面生活面の援助となっています。職員には「横浜市子ども虐待防止ハンドブック」を配布し、それに基づきマニュアルを作成しています。金沢区子ども家庭支援課係長による児童虐待の研修を職員が受講したり、園長が受けた研修を職員会議で報告し職員全体の学びに繋がっています。必要に応じて児童相談所、区役所、警察との連携を図っています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り (保育士等の自己評価)	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 職員はパートも含め年に3回自己評価(前期・中期・後期)を行い、「職員 自己評価・意向調査」のシートにその期の目標、自己評価(学んだこと、良かったこと等)課題 園への提案等を記載し提出しています。自己評価であげられた職員の意見はまとめられ、職員会議で検討しています。検討された改善策は保育園全体で共有し、保育実践に繋げています。具体的には職員全体で「乳幼児期の性と性教育」について学んだ事で、職員の子どもに対する声かけが変わり、子ども自身が自分のやりたい事を選ぶきっかけとなったことが上げられます。園は職員の保育実践の過程を大切にしています。</p>	